

(参考資料 1)

《 社会福祉事業一覽 》

○注意

社会福祉事業については、基本的に、社会福祉法第2条第2項及び第3項の表現にならい、定款に記載することとなるが、内容の異なる事業を「及び」などで結合せず、それぞれ独立した号とすること。

(1) 第一種社会福祉事業

根拠法	記載方法
児童福祉法	乳児院の経営
	母子生活支援施設の経営
	児童養護施設の経営
	障害児入所施設の経営
	情緒障害児短期治療施設の経営
	児童自立支援施設の経営
老人福祉法	養護老人ホームの経営
	特別養護老人ホームの経営
	軽費老人ホームの経営
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設の経営
生活保護法	救護施設の経営
	更生施設の経営
	医療保護施設の経営
	授産施設の経営
	宿所提供施設の経営
	生計困難者に対して助葬を行う事業の経営
売春防止法	婦人保護施設の経営
社会福祉法	授産施設の経営
	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融資する事業の経営

(2) 第二種社会福祉事業

根拠法	記載方法
児童福祉法	障害児通所支援事業の経営
	障害児相談支援事業の経営
	児童自立生活援助事業の経営
	放課後児童健全育成事業の経営
	子育て短期支援事業の経営
	乳児家庭全戸訪問事業の経営
	養育支援訪問事業の経営
	地域子育て支援拠点事業の経営
	一時預かり事業の経営
	小規模住居型児童養育事業の経営
	小規模保育事業の経営
	病児保育事業の経営
	助産施設の経営
	保育所の経営
	児童厚生施設の経営
	児童家庭支援センターの経営
児童の福祉の増進について相談に応ずる事業の経営	
身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業の経営
	手話通訳事業の経営
	介助犬訓練事業の経営
	聴導犬訓練事業の経営
	身体障害者福祉センターの経営
	補装具製作施設の経営
	盲導犬訓練施設の経営
	視覚障害者情報提供施設の経営
	身体障害者の更生相談に応ずる事業

根 拠 法	記 載 方 法
老人福祉法	老人居宅介護等事業の経営
	老人デイサービス事業の経営
	<u>(老人デイサービス事業と老人デイサービスセンター)</u>
	<p>(1) 専用施設において行われるもの →老人デイサービスセンター</p> <p>(2) 特別養護老人ホーム等他の目的を有する施設において行われるもの→老人デイサービス事業</p> <p>(3) 特別養護老人ホーム等に併設されるもの</p> <p>① 日常動作訓練及び養護並びに通所事業を実施するための専用設備を有するもの →老人デイサービスセンター</p> <p>② ①の要件を満たさないもの →老人デイサービス事業</p>
	<p>※デイサービス事業は老人福祉法の事業開始届で足りるが、デイサービスセンターは加えて設置届が必要。</p>
	老人短期入所事業の経営
	<u>(老人短期入所事業と老人短期入所施設)</u>
	(1) 専用施設において行われるもの →老人短期入所施設
	(2) 特別養護老人ホーム等他の目的を有する施設において行われるもの →老人短期入所事業
	<p>(3) 特別養護老人ホーム等に併設されるもの</p> <p>① ア) 短期入所のための専用居室、浴室及び食堂を専用の設備として有し、かつイ) 独立した施設として機能を果たしうる職員配置を有するもの →老人短期入所施設</p> <p>② ①の要件を満たさないもの →老人短期入所事業</p>
<p>※老人短期入所事業は老人福祉法の事業開始届で足りるが、老人短期入所施設は加えて設置届が必要。</p>	
	小規模多機能型居宅介護事業の経営
	認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

根 拠 法	記 載 方 法
老人福祉法 (つづき)	複合型サービス福祉事業の経営 老人デイサービスセンターの経営 老人短期入所施設の経営 老人福祉センターの経営 老人介護支援センターの経営
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業の経営 一般相談支援事業の経営 特定相談支援事業の経営 移動支援事業の経営 地域活動支援センターの経営 福祉ホームの経営
知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談に応ずる事業
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業の経営 寡婦日常生活支援事業の経営 母子・父子福祉施設センターの経営
社会福祉法	生計困難者に対して生活必需品等を与える事業 生計困難者の生活に関する相談に応ずる事業 生計困難者のために無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付ける事業 生計困難者のために無料又は低額な料金で、宿泊所等を利用させる事業 生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業 生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業 隣保事業 福祉サービス利用援助事業 社会福祉事業に関する連絡を行う事業 社会福祉事業に関する助成を行う事業
生活困窮者自立支援法	認定生活困窮者就労訓練事業
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (認定こども園法)	幼保連携型認定こども園の経営